



女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(月)～25日(日)

人は誰でも安全に、安心して自分の意思を大切にしながら生きる権利があります。しかし、世の中には、他人の気持ちを無視して、一方的に嫌がることをしたり、気持ちを傷つけたり、力で言うことをきかせようとしたりする人がいます。こうした行動を「暴力」といいます。

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

○改正の主な内容

I 保護命令制度の拡充

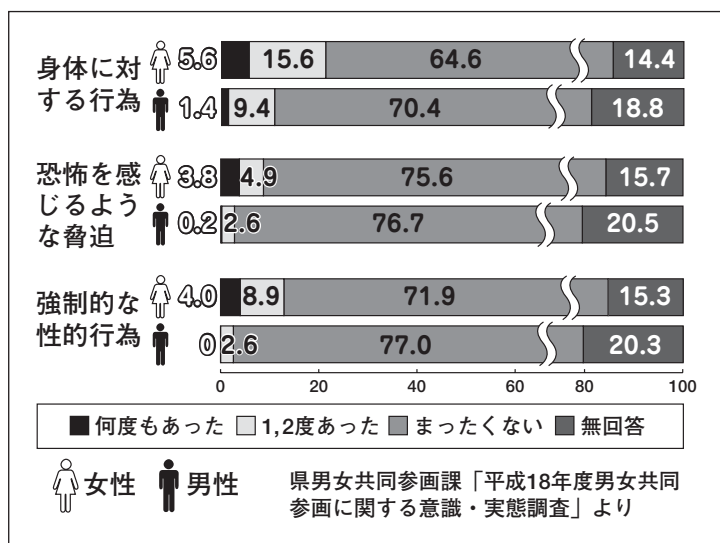
- 1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- 2 電話等を禁止する保護命令
- 3 被害者の親族等への接近禁止命令

II 市町村基本計画の策定の努力義務 等

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)を開設しています。

配偶者等からの暴力被害経験

女性の5人に1人は、身体に対する暴力行為を1度でも受けた経験があります。



配偶者等から受けた暴力で、もっとも多いのは身体的に対する暴力となっています。3つの行為全てにおいて男性より女性が多く被害を経験しています。

まずは相談してみませんか (*日時は17ページをご覧ください)

	相談機関	電話番号	受付
町内	女性相談 *	991-1815 (担当 企画財政課)	毎月第1・3水曜日 予約必要 (暴力・DV・離婚・生き方・生活など)
	こころの相談	992-3490	毎月1回 (担当 保健センター)
	企画財政課	991-1815	月～金 (祝日を除く)
	福祉健康課	991-1876	午前8時30分～午後5時
県内	松伏交番 (吉川警察)	991-2900	緊急の場合は110番
	埼玉南福祉保健総合センター	048-738-2132 月～金 (祝日を除く)	午前8時30分～午後4時
	吉川警察生活安全課	958-0110	緊急の場合は110番
	With You さいたま 埼玉県男女共同参画推進センター	048-600-3800	月～土 午前10時～午後8時30分 (日・祝・年末年始・第3木曜日を除く)
	婦人相談センター DV相談室	048-600-6060	月～土 午前10時～午後8時30分 日・祝 午前10時～午後5時 (年末年始・第3木曜日を除く)